

# せたな町地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成29年6月23日

せたな町訓令第44号

改正 令和2年6月1日訓令第26号-1

改正 令和4年10月18日訓令第54号-1

せたな町地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成29年せたな町訓令第16号）の全部を改正する。

## （設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた町民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）等の作成に関する協議及び交通計画等の実施に係る連絡調整を行うため、せたな町公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （事務所）

第2条 協議会の事務所は、北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町役場内に置く。

## （協議事項等）

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、次の業務を行う。

- （1） 交通計画等の策定及び変更の協議に関すること。
- （2） 交通計画等の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3） 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4） 地域の実情に応じた適切な輸送サービスの態様及び運賃、料金等に関すること。
- （5） 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- （6） その他協議会が必要と認めること。

## （組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長1人及び副会長1人は、委員の中からこれを選任する。

3 監事は、会長が指名するものをもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議の運営)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、委員が会議に出席できない場合、当該委員の委任を受けた者の代理出席を認めることができる。

4 議事は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 会議に出席した委員等に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬並びに費用弁償の額及び支給方法等は、せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年せたな町条例第14号)の例による。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、せたな町まちづくり推進課に置く。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年10月18日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委員
法第6条第2項第1号委員	せたな町長又はその指名する者
法第6条第2項第2号委員	一般乗合旅客自動車運送業者
	道路管理者又はその指名する者
法第6条第2項第3号委員	北海道檜山振興局長又はその指名する者
	北海道運輸局函館運輸支局長又はその指名する者
	一般乗合旅客自動車運送事業者の運転手が組織する 団体
	北海道警察せたな警察署長又はその指名する者
	住民又は利用者の代表者
	学識経験を有する者
	その他町長が認める者